

京都市保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課 御中

平成20年度京都市食品衛生監視指導計画案についての意見

氏名：小峰 耕二（京都府生活協同組合連合会 専務理事）

連絡先：京都市中京区烏丸夷川東南角 せいきょう会館2F 電話：075-251-1551

〔1〕 提出意見を反映した点について評価できること

- (1) 「京都市食品衛生監視指導計画案」が公表され、これにたいする住民意見の募集がおこなわれ、住民の意見を反映して「計画」を策定するという取り組みがはじまって、今年で5年目をむかえます。食品の安全性の確保については、2003年に制定された食品安全基本法にのべられているように、国および都道府県等に監視指導等の施策を総合的に策定し、実施する責務があること、食品関連事業者に第一義的な責務があることとあわせて、消費者も知識と理解をふかめ、行政施策に意見を表明するよう努めるなど積極的な役割をはたすことが期待されています。わたしも京都市に在住する住民として、この間、「京都市食品衛生監視指導計画案」にたいする意見を提出してきました。
- (2) これまでの経過をふりかえるならば、主として、以下の点にかんし、提出した意見が「計画」に反映されたことについて、評価するものです。
 - ① 「計画」を策定するにあたっての、(ア)状況認識、(イ)目的、(ウ)根拠法 が、簡潔ながら冒頭に記載されるようになったこと。
 - ② 監視指導の「実施体制」および関係機関等との「連携」について、明記されるようになったこと。
 - ③ 食品「表示」にかんする監視指導について、記載されるようになったこと。
 - ④ 「収去検査計画」について明記されるようになり、冷凍野菜の残留農薬検査等が追加されたこと。
 - ⑤ 「違反食品等発見時の対応」について、悪質な違反事業者名の公表が明記されるようになったこと。
 - ⑥ パブリックコメントの結果と市の考え方がホームページ上で見やすく掲載されるようになったこと。
- (3) こんごもパブリックコメント実施にあたっては、この取り組みをおこなうにいたった経緯やその意味についての認識をあらためて深め、提出された意見をより積極的にうけとめて、「計画」に盛り込んでいただけますよう、期待するものです。

[2] 平成20年度「計画」に反映・補強していただきたいこと

(1) 「Ⅲ 計画の主なポイント」については、「食品表示の監視指導の強化」がトップに来ていること、ノロウイルス等による「食中毒発生防止の徹底」が2番目に来ていること、3番目として「輸入食品の検査の強化」をあげていることなど、消費者・市民の今日的な関心にみあったものであると考えます。しかし、昨年度、4番目のポイントとしてあげられていた「牛海綿状脳症（BSE）の全頭検査継続実施」が、今年度「計画案」ではなくなっています。ポイントとしてあげられなくなっただけでなく、その後の本文中にも「牛海綿状脳症（BSE）の検査」にかんする記述を見出すことができません。昨年次の計画では「本市では市民の安全を確保するため、引き続き全ての牛についてBSEスクリーニング検査を継続して実施します」とされていました。

- ①「牛海綿状脳症（BSE）の全頭検査継続実施」を、「主なポイント」としなかった点についての説明を追加・補強してください。
- ②BSE問題については、消費者・市民の不安が払拭されたわけではないと思われませんが、①とあわせて、本文中にBSE問題とと場での検査にかんする説明を追加・補強してください。
- ③p.26の「中央卸売市場第二市場内（衛生公害研究所病理部門）における監視指導等計画表」中に、BSEスクリーニング検査（牛について全頭検査）の記述があります。21月齢以下の牛もふくめて全頭を検査対象とする考えであるのであれば、このことを本文中に明記してください。

(2) 昨年11月におこなわれた長崎県の「食の安全・安心に関するアンケート調査」によれば、不安をもっているものの第1位に輸入食品があげられており、ついで残留農薬、食品添加物、高病原性鶏インフルエンザ、BSEとなっています。本市の昨年度計画では「残留農薬等の検査体制の強化」が第3番目のポイントとしてあげられていましたが、今年度「計画案」ではなくなっています。

- ①「残留農薬等の検査体制の強化」を「主なポイント」としなかった点についての説明を追加・補強してください。
- ②昨年度より、残留農薬等についてはポジティブ・リスト制が導入されたわけであり、その対応をうけて、初年度につづく第2年度としてどのような課題が設定されているのかを見出すことができにくいと思われます。この点について、追加・補強してください。
- ③今年度「計画案」では、主なポイントの第3番目に「輸入食品の検査の強化」があげていますが、残留農薬等にかんする消費者・市民の関心は「輸入食品」のみが対象となっているわけではなく、国内農畜産物もその対象であるので、この点について、追加・補強してください。

(3) 昨年度計画では「Ⅰ 基本方針」の冒頭で、市民が不安をもっている問題として、BSEにつづいて「鳥インフルエンザの発生」をあげていました。今年度「計画案」の「Ⅰ 基本方針」では、「鳥インフルエンザ」についてはふれられていません。

- ①鳥インフルエンザは、現在、世界の多くの国で発生がつづき、ヒトへの感染により、死亡例もあいついでいます。また、新型インフルエンザへの変異があやぶまれている状況です。この点について、追加・補強が必要であると考えます。
- ②あわせて、ホームページ等での情報提供の充実を要望します。

- (4) 一昨年次に「IV 食品衛生重点監視指導対策 3 食品表示に関する監視指導」の内容の中に「食品添加物、遺伝子組換え食品、アレルギー物質を含む食品（表示義務のあるもの及び推奨されているものに限る。）、いわゆる健康増進やダイエットを目的とした食品、輸入食肉等の使用状況を確認し、適正な表示を指導します」と下線部を入れてくださいと要望しました。本市からは「従来から取り組んでいます。今後も継続してまいります」との考え方が出されたので、昨年次に「だとすれば、市民がとくに関心をもっている事項であり、計画に記述しておくことが適当であると考えます」との意見を提出したところ、本市からは『いわゆる健康食品』の誇大広告及び未承認医薬品の混入、『輸入牛肉』に係る原産地表示については、所管する機関（健康増進担当課、薬務担当課、農林水産部局等）と連携を図り、監視指導を実施しておりますが、監視指導計画への記載は行いません」という考えが表明されました。「なぜ監視指導計画への記載は行わないのか」についての理由の説明にはなっていない、理解に苦しむところです。あらためて、下線部の追加を要望します。
- (5) 「VII 食品等の試験検査の実施 (1) 収去（抜き取り）検査」中の「平成20年度収去検査計画表」に、平成19年度の「検査件数」との増減について明記してください。一昨年次も、昨年次も、前年度の「検査件数」との増減について明記すべきであると意見提出し、そのたび「計画」に明記された経過があります。来年度からは、「計画案」の段階で明記していただけますよう、要望します。
- (6) 一昨年次に「V 収去（抜き取り）検査」の「補注」として「※収去方法 収去にあたっては、違反を発見した場合の対応が可能となるよう、生産者・製造者および加工業者・輸入者等の関係者にかかわる情報を確認するほか、段ボール等に記載された製造日、ロット番号等、履歴追跡を可能とするために必要な情報を記録します」と下線部を追加してくださいとの意見を提出しましたが、本市からは「あらゆる機会に保健所食品衛生監視員は表示を確認しており、食品を収去する時も必ず表示を確認し、表示違反食品の発見に努めています」との見解がのべられました。昨年次も同様の意見を提出し、「当方の意見の主旨は表示を確認しているかどうかという点にあるのではなく、『収去の具体的な方法についての規定』をもとめている点にありますので、よろしく、再考のほど、お願いします」とのコメントを付与しました。これにたいし、本市からは「食品を収去する時の食品情報の確認等は従前から実施しておりますが、御指摘事項については標準作業書に基づき実施しており、監視指導計画への記載は行いません」との見解がのべられました。なぜ、監視指導計画への記載を行わないのか、理由説明がない見解文ですが、それをさておくにしても、「標準作業書」に基づいて収去検査をおこなっているというのであれば、本市のホームページのしかるべき箇所に「標準作業書」の内容を明示していただきたく、要望します。
- (7) 一昨年次に「VIII 市民対応と関係機関との連携 2 違反食品等を発見した場合の対応 (3) 違反事業者の公表」の本文につづき、「『なお、違反者の名称等の公表にさいしては、市の講じた措置の内容、違反原因および改善状況についても、判明しだい、公表をおこないます』を追加してください」との意見を提出しましたが、本市からは「従来から……（中略）……その内

容や本市の措置等については広報発表しています」との見解が出されました。昨年次に「当方の意見の重点は違反者を罰することじたいにあるのではなく、『改善されたかどうか』という点にあります。よろしく、再考のほど、お願いします」との意見をあらためてのべましたが、本市からは「改善状況等について公表する予定はありません」との見解がのべられただけで、「なぜ改善状況等について公表する予定がないのか」、理由の説明になっていないと思われまますので、改善を要望します。

(8) 現在の貴課のホームページはたいへん見にくいだけでなく、メンテナンスが不十分と思われます。各自治体とも、食の安全・安心にかかわる情報提供、とくにホームページの活用については力を入れていますので、改善を要望します。ちなみに、先述した長崎県の調査では、「行政に望む事項はなんですか」の問いに、「消費者への正確かつ迅速な情報提供」が第4位で、「食品の安全性に係る行政検査の強化」を上回っています。

①「X リスクコミュニケーションの推進 2 情報提供 (1) ホームページ、広報発表等による情報提供」に、以下の下線部を追加してください。「京都市生活衛生室ホームページの抜本的な刷新・充実をはかるとともに京都市情報館や市民しんぶん等により…… (省略)」

②各自治体では食品事業者の「商品回収」があった場合、行政への報告を義務づけ、行政サイドもホームページに「回収情報」コーナーを設置するなどの取り組みをおこなうことが多くなっています。さらに沖縄県では、このほど「回収前の問題発覚時に報告を義務付ける」内容で条例の規則を追加することを決定しています。ホームページでの「回収情報」コーナー設置の要望については、これまでも申し述べてきたことであり、本市からは「予定はない」との見解のままですが、第5回食の安全協議会では「研究する」との説明があったことですので、再々考を要望するものです。

③食の安全協議会でどのような討議がされているのか、昨年次まではホームページに資料が掲載されていましたが、現在、見出しがたいものとなっていますので、この点も改善を要望します。

(9) 食品衛生監視指導計画の策定にあたっては、パブリックコメントの募集だけでなく、意見交換会の開催を要望します。昨年次、「検討します」との本市の見解がのべられましたが、ぜひ実現できるようにしてください。

[3] その他

読売新聞社が1月12～13日に実施した全国世論調査によると、食品の安全性に不安を感じている人が83%にのぼっています。こうした国民の関心をうけて、食品安全にかんする条例を制定する地方公共団体がふえており、すでに19都道府県が条例を制定しています。

「食の安全・安心」の課題は、生産から消費までの一貫した監視指導・検査が重要な柱とはなりますが、そのみに収斂されるものではなく、安全で安心できる食品の生産・供給体制の確立、生産から消費までの情報の共有と相互理解の促進、食の安全・安心に関する関係者の連携強化と体制の整備など、総合的な推進が必要であり、「食品衛生監視指導計画」はその重要な一部分という位置づけになると考えます。

ぜひ、再々考いただき、「食品衛生監視指導計画」の検討とあわせて、食の安全協議会で、

以下について検討してください。

①『京都市食の安全・安心にかかわる基本方針』の策定

②『京都市食の安全・安心アクション計画』の策定

③『京都市食品安全条例』の策定

以上